

# 職員人事



3月31日付で、8人が退職しました。  
( )内は旧所属、旧役職。

## ▼退職

▽今泉俊裕 (会計管理者兼総務課理事)

政策審議官)

▽吉松良徳 (議会事務局理事)

▽櫻木幹夫 (まちづくり課課長)

▽安河内久人 (都市整備課課長)

▽安河内隆 (地域振興課課長)

▽川津政文 (社会教育課課長)

▽本村美穂 (子ども教育課参事)

▽岩根美沙 (健康福祉課主事)

4月1日付で、職員の人事異動を次のとおり行いました。( )内は旧所属、旧役職。

## ▼昇格・異動

### ●住民課

▽主任主事 古賀勝也 (健康福祉課主任主事)

### ●健康福祉課

▽理事兼健康増進担当課長

小林はつみ (健康福祉課課長)

▽福祉担当課長 長澤義一 (健康福祉課参事)

▽係長 山崎麻子 (健康福祉課主任主事)  
▽係長 井上延子 (健康福祉課主任主事)  
▽主任主事 宮原要 (総務課主任主事)  
▽主任主事 田中麻衣 (健康福祉課主事)

### ●税務課

▽課長 合屋浩二 (総務課付課長)

▽主事 長谷川遥香 (住民課主事)

### ●上下水道課

▽理事 石井浩二 (上下水道課課長)

▽課長 世利昌信 (上下水道課参事)

▽主任主事 上野淳 (住民課主任主事)

▽主任主事 吉開英 (上下水道課主事)

▽主事 向藤原貴之 (社会教育課主事)

### ●地域振興課

▽課長 稲永勝章 (地域振興課参事)

### ●都市整備課

▽課長 甲木圭二 (都市整備課参事)

▽課長補佐 舩本直明 (都市整備課係長)

▽係長 小山田潤 (総務課係長)

▽主任主事 有働富美 (税務課主任主事)

### ●総務課

▽理事兼課長 満行誠 (総務課課長)

▽付課長 甲能裕和 (税務課課長)

▽課長補佐 高尾浩 (住民課課長補佐)

▽係長 百田儀幸 (上下水道課係長)

▽付係長 福岡県介護保険広域連合本部派遣

羽原才鑑 (まちづくり課主任主事)

▽主任主事 御手洗慶明 (健康福祉課主任主事)

▽付主任主事 福岡県自治振興組合派遣

印藤真 (都市整備課主任主事)

### ●まちづくり課

▽課長 平山幸治 (総務課参事)

▽係長 吉村朋子 (まちづくり課主任主事)

▽主事 有吉佑輝子 (都市整備課主事)

### ●子ども教育課

▽園長 れいんぼー幼稚園

▽園長補佐 藤木敦子 (園長補佐)

▽課長補佐 梅野建女 (子ども教育課係長)

▽課長補佐 三浦史 (子ども教育課係長)

▽園長補佐 アザレア幼児園

古賀美佐子 (主管教諭)

▽園長補佐 南幼稚園

田中美和 (主管保育士)

辻敏子 (主任教諭)

▽係長 猪股崇 (社会教育課係長)

▽主任主事 荒巻智之 (子ども教育課主事)

### ●社会教育課

▽課長 吉川聡士 (社会教育課参事)

▽課長補佐 吉本孝治 (税務課係長)

▽主事 佐伯恭平 (まちづくり課主事)

### ●議会事務局

▽係長 船井智枝 (議会事務局主任主事)

( )内は新所属、新役職。

### ▼新規採用

▽多良寿真 (総務課主事)

▽阿世賀詩歩 (住民課主事)

▽梶原彩 (都市整備課主事)

▽山下友輝 (税務課主事)

▽中島大雅 (子ども教育課主事)

▽新屋葉子 (健康福祉課主事)

▽大穂あゆみ (子ども教育課保育士)

幼稚園教諭)

▽佐藤遥香 (子ども教育課保育士)

幼稚園教諭)

### ▼再任用

▽今泉俊裕 (出納課会計管理者)

▽吉松良徳 (議会事務局局長)

▽安河内久人 (社会教育課図書館館長)

▽安河内隆 (総務課付清掃施設組合派遣)

▽川津政文 (社会教育課公民館館長)

兼人権同和对策室室長



## 今月のポイント 通信販売の 定期購入にご用心!

### 相談事例

「初回限定お試し価格。たったの5000円で、みるみる貴女もスマートで美しい肌」という勧誘文言を見て、「5000円ならダメもとで」とスマートフォンで注文をした。商品到着後、1か月もしないうちに次の商品が送られてきて、定価の10%引きの代金を請求され、全部で4回の定期購入が条件となっていることを初めて知った。

慌てて業者に電話をし、自分は1回限りのつもりで注文をしたこと、今のところ全く効果が見られないこと、できれば今すぐにでもやめたいことを伝えた。しかし、業者は「あ

くまでも4回の定期購入が購入条件で、その旨も明記しており、中途解約には応じられない。4回購入すれば、いつでも解約には応じる」との姿勢を崩さない。  
注意を払ってみると小さな文字で確かに記載はある。よく確認しなかった自分にも落ち度はあるが、この健康食品をもう飲みたくはない。何とか違約金を支払ってでも解約したい。

### アドバイス

「テレビや新聞、インターネットの広告を見て、お試し価格の安さについて目が行き、1回限りのつもりで注文した。しかし、4〜5回の定期購入だった上に、2回目以降は定価に近い金額で、解約に応じてもらえない」という苦情が多く寄せられています。

「限定●人様限り」などとせかされる、つい注文をしてしまう人も多いでしょう。定期購入であることも、2回目以降は高額な請求になることも記載があるのですが、スマートフォンなどで見ると、ずっと下までスクロールしなければその表示が見えず、価格も総額表示でないので

誤認しがちです。じっくりと最後まで冷静に広告文を読めば、購入前に気付けたかもしれず悔やまれます。  
**通信販売は、自分から広告や表示を見て注文するので、不意打ち性がなく、クーリング・オフ制度は使えません。**

本当にその商品を購入する必要があるのか、契約内容をよく検討したかなど、より慎重に契約(注文)をしましょう。

業者によっては、自主基準を設けていたり、30日間返品ルールを特別に設けています。法律でも、返品特約制度(通信販売では、実際に商品を見て注文をするわけではないので、必ず返品特約については明記し、記載していない場合は、8日間返品できるものと理解してよいとなっています。)が定められていますので、最後まで諦めずにご相談ください。

また、注文した時の広告や、証拠書類を残しておくことも大変重要です。インターネット通信販売では、特にメールでのやり取りの記録などが重要になります。しっかりと保存しておきましょう。

## 消費生活相談のお知らせ

### かすや中南部広域消費生活センター

▼開設日 月曜〜金曜 (祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時〜15時30分

▼場所 志免町志免中央1の10の10

志免町地域安全安心センター2階

▼問い合わせ先 ☎0936・1594

### 須恵町消費生活出張相談窓口

▼開設日 第2・第4月曜 (祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時〜12時

▼場所 須恵町役場2階会議室 (地域振興課前)

▼問い合わせ先 ☎0932・1438

### 【お願い】

※電話での相談の際は、あらかじめお手元に書類などをご準備の上、ご連絡ください。

※来所相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時の調整をしていただく

とスムーズにご相談いただけます。

